

職業安定分科会雇用保険部会(第170回)	資料3
令和4年3月31日	

# 雇用保険法等の一部を改正する 法律等について(施行通知)(案)

## 第6 改正内容の施行に当たっての重要事項

- (1) 雇用保険法第67条の2の規定による国庫の機動的繰入の実施に関する事項は、同法第72条第1項に規定する「この法律の施行に関する重要事項」に含まれるものであること。
- (2) 雇用保険法第67条の2の規定による国庫の機動的繰入の実施に関しては、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告（令和4年1月7日）に記載されている以下の考え方を尊重して対応することとする。

「今般の新しい国庫負担の仕組みを制度趣旨に沿って運用するためには、新たな国庫繰入制度の実効性を可能な限り担保することが必要である。そのため、以下のような状況下において、それぞれに記載のように制度が運用されるべきである。

- i) 受給者実人員の平均が70万人を下回るが、弾力倍率が1未満であって、かつ、積立金の残高が不足しているなどにより、失業等給付の支払いに支障が生ずるおそれがある場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入が行われるべきである。
- ii) 受給者実人員の平均が70万人以上、かつ弾力倍率が1未満に該当する場合は、特に安定的な財政運営の確保が求められるため、弾力倍率が1を超えるように国庫繰入が行われるべきである。
- iii) コロナ禍において雇用調整助成金等の支出額が増加し、積立金から二事業への貸出額を増加しなければ雇用調整助成金等の支払いに支障が生ずるおそれがあり、かつ積立金の残高が不足している場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入が行われるべきである。
- iv) i)～iii)に該当しない場合、雇用情勢の急激な悪化など、早期に財政の安定化を図る必要があると認められる場合には、機動的な対応として、当面必要な国庫繰入が行われるべきである。

したがって、厚生労働省においては、i)～iv)に該当し、又は該当するおそれがある場合には、決算確定後などの時点を問わず、まずは当部会に余裕をもった適切な時期に雇用保険財政等の状況を報告し、その上で、当部会において財政安定化のために必要な財源の内容やその確保策も含めて議論を行い、その意見を踏まえ、必要な対応をとるべきである。」

- (3) 失業等給付に係る雇用保険料率は、現行の1,000分の2から、令和4年10月から1,000分の6に引き上がることとなるが、この点に関し、
  - ・ 原則1,000分の8であるところ、労使の負担感も踏まえた激変緩和措置として、労働政策審議会での議論を経て決定されたものであること
  - ・ 雇用保険制度のセーフティネット機能を維持するための必要最小限の負担をお願いするものであること

について、その意義を管内の関係団体に丁寧に周知・説明を行い、十分な理解が得られるよう努めることとする。

- (4) 令和4年度前期に係る雇用保険率と令和4年度後期に係る雇用保険率が異なる率となることから、保険料の納付手続を行う事業主等が円滑に対応できるよう、その納付方法等について丁寧な周知及び相談対応を行うこととする。

なお、事業主等の事務負担を軽減するため、計算支援ツールを作成し、ホームページ上に掲載するので、周知及び相談対応にあたっては、適宜、活用することとする。